

氏名	山口 三重子
学位	博士
専門分野の名称	法学
学位授与番号	博甲第3371号
学位授与の日付	平成19年3月23日
学位授与の要件	文化科学研究科産業社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	わが国における治療決定過程の特質と手続的正義の研究 —重症障害新生児の治療選択における医療的基準と当事者の支援—
学位論文審査委員	主査・教授 山口 和秀 教授 小山 正善 法務研究科教授 井口 文男 関西学院大学大学院法学研究科教授 守屋 明

学位論文内容の要旨

本論文は、重症障害新生児の治療選択という難題を対象として、その決定過程に指針を与えるべき諸基準と手続的配慮のあり方、およびそのような決定過程を条件づける社会的諸条件について論じたものである。

本論文は、「はしがき」と「むすび」の他、4つの章から構成されている。第一章「重症障害新生児の治療決定過程における手続的配慮の類型化の試み」では、重症障害新生児に対する治療決定をめぐるアメリカでの判例や、我が国におけるこれまでの議論状況等を整理しながら、重症障害新生児の治療決定にあたって考慮されるべき独立の要素として、「生命予後の長さ」「成長可能性」「苦痛の軽さ」が提示される。本章では、この三要素を独立して考慮することの必要性が具体的な病名に即して論じられることにより、従来の「重症障害」として一括りにされていた論点に含まれる多義性が明確化される。

第二章「重症障害新生児の選択的非治療に関する市民の意識」は、岡山県民に対する郵送での質問紙調査法による調査を基に、重症障害新生児の治療決定に対する市民の意識を明らかにしようとしたものである。「子どもの最善の利益」や「新生児に対する治療中止」に対する市民の意識を調査することにより、とりわけ新生児の「生命予後の長さ」と「成長可能性」との関わりにおいて、一般市民が選択的非治療をどのように評価しているかが確認されている。

第三章「重症障害新生児の治療選択における医療的基準と医師の支援—医師調査を手がかりに—」では、新生児を専門に診療している医師を対象とした郵送法によるアンケート調査の結果に基づき、またその調査結果を市民調査の結果と対照させながら、医師と市民との意識のずれ、あるいは専門による医師の判断傾向の違い、更には現場における医師の関心の多面性（子どもへの負担、家族の不一致、医療的—社会的負担）などが論じられている。

第四章「重症障害新生児の治療決定過程における親の意思形成の特質」においては、実際に重症障害児を出生した親に対するインタビューを通じて、市民調査や医師調査において得られた知見が、治療決定に関わる親の意思形成の過程と矛盾がないかどうか、あるいはその決定過程を統合的に説明することができるかが論じられる。このような当事者の視点からの治療決定過程を理解するための手がかりとして、先の医療者の関心と平行に、当事者の関心事における「子どもの成長」「家族の一体性」「医療・社会への信頼」という要素が析出される。

このような構成からなる本論文は、結論として重症障害新生児に対する非治療が正当化され

るためには類型化された基準に沿って慎重な検討が加えられる手続が必要であること、また当事者・医療関係者・社会システムがより安定した決定を下すことができるように様々な配慮を制度化していく必要があることを論じている。本論文は、選択的非治療という決定の正当性を、手続的配慮の制度化の過程に見出そうとするものであると言えるであろう。

学位論文審査結果の要旨

学位審査会は、2007年2月13日、岡山大学法学部共同研究室において、学内審査委員3名、招聘審査委員1名によって行われた。審査の結果は以下のとおりである。

本論文は、重症障害新生児に対する治療決定という難問に対する議論を深化させるにあたって必要となる議論枠組を明確化し、かつての医療者と家族との「あうんの呼吸」による治療（ないし非治療）の決定と、刑事および民事責任の追及をおそれるあまりの医療者による過剰治療や、家族の精神的負担を回避しつつ行われる医療者によるパターンリスティックな非治療の決定との間に、社会的透明性と正当性を主張しうる適正な決定手続を見出そうとする試みである。医療と法とを架橋する研究は、生命倫理分野において今日様々に行われているが、重症障害新生児の治療決定という「患者の自己決定権」が論じられにくい領域でのまとまった研究がみられない我が国の状況において、本論文は医療者への高等教育に携わる研究者が、法と社会規範、社会システムのあり方に立ち入りながら、医療者と法律家の双方に受け入れられ得る重症障害新生児の権利保障のための規範・手続およびシステムのあり方を構想しているという点においてユニークであり、また価値がある。

その研究手法も、アメリカの判例や我が国の法律運用の動向を踏まえた理論的な考察から、市民および医療関係者への質問紙による調査、また障害児の親に対する面接調査（会話分析）までの多様な方法を含んでおり、研究課題に即した手法を駆使している面でも評価できる。

ただ、このような多面的研究であるため、研究全体の意図は明確であるとしても、本論文の各章の結論間の相互関連が必ずしも明瞭ではなく、またその調査手法についてもそれぞれに問題を残している。とはいえ、各章はそのような問題性を補うだけの調査結果と学問的考察の成果を提示しており、研究手法の多様性は、むしろ本論文の総体としての意義を増す結果となっていると評価できる。

本論文は法解釈学の論文ではないため、法律学的議論はアメリカおよび我が国の若干の判例や立法および法律運用についての考察にとどまっている。但し、法社会学的な意味で法を理解すれば、正当なる治療決定のための規範と手続に関する研究である本論文は、広義の法システムのあり方に関わる重要な研究テーマであるので、本論文は法学上の研究成果として十分に評価しうるものである。

なお、審査会において、本論文では「子どもの最善の利益」の判断の中に、生命保持への価値がア priori に含まれているのではないかとの趣旨の指摘がなされた。本論文の理論枠組においてはそうでないとしても、文章中にそのような価値観が現れたと思われる記述が散見されるのは確かであり、善し悪しは別として、論証の客観性と厳密性についての配慮が望まれる。

但し、これは今後の課題というべきものであり、このことは本論文の先駆的な意義を大きく損なうものではない。よって、本論文が博士学位請求論文としての水準を満たしていることについて、審査委員全員の判断は一致した。